

< 個別案件確認表（組織委員会） >

組織委員会担当確認 令和元年 6 月 5 日

東京都作業部会確認 令和元年 6 月 28 日

(契約変更に伴う再確認 令和 2 年 12 月 11 日)

事業名 東京 2020 大会ラボラトリー 警備業務等の発注

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	東京 2020 大会ラボラトリーにおける万全のセキュリティ対策は、パラリンピック競技を含む大会全体の公平性、透明性の確保のため欠くことのできない業務であり、5/31 の大枠合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項と考える。 (令和 2 年 11 月 25 日 契約変更に伴う追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が 必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性 本事業は、ドーピング分析施設として、IOC、IPC 及び WADA の要件に沿うラボを運営する上で欠かせない事業であり、競技の公正性を担保する等、大会の成功に必須である。 (令和 2 年 11 月 25 日 契約変更に伴う追記) なお、今回の契約変更は、延長後の期間も準備業務を継続して実施するため、現時点で手続きを進める必要がある。	
	効率性 本事業は、当初見込額から、発注内容の精査に努め、運営受託者と調整のうえ警備員及び機器配置箇所数などの削減を行い、効率性に十分配慮している。 (令和 2 年 11 月 25 日 契約変更に伴う追記) なお、今回の契約変更に当たっては、機械・常駐警備体制を見直し、生体認証システムの保守委託業務を一時停止する等、経費削減に努めた。	
	納得性 機械・常駐警備およびセキュリティカメラは、これまでの契約実績価格からしても適正であることを確認した。また生体認証は費用を含め他の認証方式との比較検討を行い、顔認証に決定した。 (令和 2 年 11 月 25 日 契約変更に伴う追記) 延長費用は、当初契約単価をベースとしており、かつ一般市場価格と比べても適正である。	

<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>本事業は、適正なアンチ・ドーピング活動を保障するために必要な業務であり、公費負担の対象として適切といえる。現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため、経費は組織委員会負担とする。</p> <p>(令和2年3月13日確認)</p> <p>契約額はV4予算内に収まっていることを確認している。</p> <p>(令和2年11月25日 契約変更に伴う追記)</p> <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p>	
---------------------------------------	--	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。